

令和7年第12回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和7年12月23日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 石塚 康英
教育委員（教育長職務代理者） 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
教育委員 戸部 明彦
5. 委員以外の出席者
教育部長 飯竹 永昌
教育参事 鈴木 邦弘
教育次長兼保健給食課長 松崎 剛
教育次長兼図書館課長 香取 美弥
教育総務課長 澤部 慶
学務課長 石橋 陽一
指導課長 丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当） 仲田 敦夫
生涯学習課長 秋山 和也
子ども青少年課長 長塚 逸人
スポーツ振興課長 稲村 忠弘
政策推進部次長兼文化芸術課長 飯山 貴与子
都市整備部次長兼中心市街地整備課長 中村 有幸
生涯学習課 課長補佐 大久保誠曜
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 鴨川 幸子
教育総務課 総務法規係 係長 中村 翔
7. 議 題
議案第36号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第37号 取手市立公民館の設置及び管理運営規則の一部を改正する規則について
議案第38号 取手市学校運営協議会委員の任命について
承認第27号 令和7年第4回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について

8. その他

(1) 1月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。

令和7年第12回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。

議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか、会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは初めに教育長報告をさせていただきます。

資料のほうを御覧ください。まず1番、11月20日、民間委託事業者との合同研修としまして、放課後子どもクラブ職員を対象とした「児童対応・保護者対応研修」を開催いたしました。この取組は、支援の質の向上、また職員から保護者への対応や児童への適切な対応について、実践的な助言を受けたいといった声が多く聞かれたことを踏まえて企画したものです。講師には、民間委託事業者の土屋氏を迎え、土屋氏のほうでは事前に現場で実際に起きた事例について聞き取りを行った上で、その内容を踏まえた具体的な事例を交えた助言を行っていただきました。当日は64名の参加があり、真剣にアドバイスに耳を傾けていたところです。研修を通して、参加した職員は日々の育成支援で実践できるような多くのヒントを得られた、というような様子でございました。今後もクラブに通う全ての児童が心身ともに安全安心で楽しく過ごせる環境づくりを進め、保護者の皆様も安心してお子様方を預けることができるクラブ運営につなげていきたいと考えているところです。

続いて2点目です。11月22日、「市制55周年記念 取手カルチャーロゲイニング」を開催しました。ロゲイニングとはあまり聞き慣れない言葉ではあるんですけども、これは広大なエリアに設置されたポイントを可能な限り多く回り、得点を競うナビゲーションスポーツの一種です。よくオリエンテーリングってありますけども、あれは決められた順番に行かなければならないんですが、ロゲイニングはどのような順番で回ってもいいというものです。今大会では、取手市全域を舞台に、本市特有の文化財やアート作品を主軸に、55のポイントを設定しまして、95名の方が参加しまして、取手の様々な魅力を発見していただけた取組となりました。取手市役所からスタートしたんですが、もうすぐにダッシュで、公共交通機関の利用オーケーなものですから、そういった取組を拝見することが出来ました。

3点目です。12月10日、教育総合支援センターにてスポーツイベントを実施しました。講師の先生をお招きして、リズムジャンプ、スポーツ吹き矢を行いました。通室生6名、保護者4名、それからセンター職員、私も参加したんですけども、合計35名が参加しまして、子どもたちにとってはあまりふだんなじみのない種目でしたけれ

ども、意欲的に参加することが出来ました。親子で参加されたってということもあって、途中で親子のコミュニケーションが図られている、そういう様子も見かけることが出来ました。子どもたちもとても楽しそうでしたので、今後も引き続きセンターの取組として、保護者も御参加いただけるようなこういったイベントを企画していきたいとそうように考えています。

教育長報告とは別に、今茨城新聞の今日の朝刊を回覧させていただいてますが、戸頭小学校が「科学の甲子園キッズ」というもので、県内のトップスリーの金賞を受賞しました。茨城県では理科、科学技術の子どもたちの興味関心を高めるために、高校生向けの科学の甲子園、それから中学生向けの科学の甲子園ジュニアを行っていたんですが、今年から小学生向けにキッズというのを開催しまして、今回が第1回ということで、特に戸頭小学校の校長先生、理科の御担当ということもあって、非常に熱心に子どもたちに指導されまして、今回の金賞の受賞となりました。

私からの報告は以上でございます。

そのほかの行事報告につきましては、本日お配りしました12月の行事予定の資料の後半に掲載しておりますので、後ほど御確認をいただきましたら幸いです。

それでは、本日の議事に入ります。議案第36号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課稲村です。議案第36号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

令和7年第4回取手市議会定例会におきまして、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が可決されました。旧取手市立取手第一中学校の体育館及びグラウンドについて新たに体育施設として管理するため、名称を井野体育館とし、施設の利用日及び利用時間、施設の使用料を定めるほか、条例中の文言の整理など所要の改正を行いました。これに伴いまして、規則の一部を改正するものとなります。

資料の1ページを御覧ください。第2条第2項において、利用区分として新たに井野体育館を追加し、団体利用の申請について第4条第1項第2号、団体利用の許可について第4条の2第1項第2号及び第2項、使用料の減額又は免除について第10条第3項及び第4項、施設の使用料の還付について第11条第2項及び第3項に、それぞれ井野体育館を追加するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件に対して質疑、御意見がありましたら、お願ひをいたします。よろしいですか。

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結します。

これより議案第36号を採決します。お諮りします。議案第36号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第37号、取手市立公民館の設置及び管理運営規則の一部を改正する

規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。秋山生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課秋山です。議案第37号について御説明いたします。公民館施設の利用に係る手続について、令和8年2月1日から、従来の紙媒体による申請に加え、スマホ市役所による手続を開始する予定であることを踏まえ、利用申請手続の開始日の変更とスマホ市役所を併用して手続に対応する整備を行うため、本規則の一部を改正するものでございます。

議案の内容を御覧ください。第4条におきまして、これまで3か月前の日としておりました申請申請日を90日前の日として改めております。

また、これまで5日前の日までに予約ということになっておりました夜間の利用に関しまして、7日前までの日ということで改めております。

また、新たに施設の利用について希望が重複した際には、抽せんにより申請の優先順位を決定することを改めて定めております。

第4条の2におきましてもまた、この点におきましても3か月前という点を90日前という点でまとめております。

御説明は以上でございます。

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見ありましたら、お願いいたします。はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今、担当課長のほうからさらっとお話がありましたスマホ市役所、そちらについて簡単に御説明いただきたいと思っております。

○教育長（石塚康英）

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

それでは改めまして、スマホ市役所について御説明申し上げます。ただいま取手市におきましては、全庁的にデジタル化の推進を行っております。その中でさらなる推進としまして、市役所に赴かず、スマートフォンを使用して様々な手続を可能とするスマホ市役所を導入しております。

スマホ市役所には、スマートフォンのアプリケーションソフトでありますLINEを使用し、市のLINE公式アカウント上で、24時間好きなタイミングで申請、予約ができるサービスとなっております。このLINEを使用しました手続ですが、導入は令和8年2月を予定しております。導入にあわせましてこれまで紙の申請書によるものであった各種申請を、LINEを利用しましてオンライン上スマホでも可能とする準備を進めております。

まず、公民館の利用申請が令和8年2月1日からを予定しておりますので、準備としまして今回規則を改正するものでございます。

○教育長（石塚康英）

はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。確認ですが、従来の方法、紙での予約はそのまま続けるということよろしいでしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

現在、スマホ市役所導入に向けまして最終的な準備段階で進めておりますが、令和8年2月には、これまでの紙と併用しましてスマホによる申請も可能とする形で考えております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。よろしいですか。

それではこれにて質疑、御意見を終結します。

これより議案第37号を採決します。お諮りします。議案第37号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第38号、取手市学校運営協議会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。秋山生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課秋山です。議案第38号の取手市学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。取手市学校運営協議会規則第4条に基づき、取手市学校運営協議会委員を新たに令和8年1月1日付けで任命いたします。

議案内容を御覧ください。永山小学校の学校長からの推薦の意見を受け、永山小学校学校運営協議会委員に、学校の運営に資する活動を行うものとして廣瀬千恵子氏、地域の住民として米山晶氏、以上2名を任命いたします。任期は令和8年1月1日から、今年度末の令和8年3月31日となります。両名が任命されますと、永山小学校の学校運営協議会委員は全17名となります。

以上で議案第38号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

それでは説明が終わりました。本件に対して質疑、御意見がありましたらお願いいたします。はい、猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。非常に若い方が入られたということで、ほかの学校ではなかなかそういうことを見なかったんで、どのような経緯でこの方が選ばれたのかなど。人選には全く問題ないんですけども、お聞かせいただければと思います。

○教育長（石塚康英）

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

お答えいたします。御指摘の点は米山委員の件かと思いますが、永山小学校卒業生であり、現在大学に在籍されてる現役の大学生であると。また、今年度同校で教育実習を行った経緯がありまして、学校から御推薦があったというところでございます。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。フレッシュな意見を取り入れてもらいたいなと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（石塚康英）

はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

全く同じ意見です。こういう若い方、まして卒業生、かつ教育実習に来られた方が委員になるってとても新鮮だと思いますので、ほかの学校も参考にしてもらえればいいと思います。どうしてもやっぱり年代とか発想とか、結構狭くなってしまいうんで、大賛成というか大歓迎です。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

それではこれより議案第 38 号を採決いたします。お諮りします。議案第 38 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって議案第 38 号は、原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、追加になったものですがけれども、承認第 27 号、令和 7 年第 4 回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認についてを議題といたします。資料につきましては追加で配付しておりますのでそちらを御確認ください。

本件について報告を求めます。松崎教育次長兼保健給食課長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

保健給食課の松崎です。続きまして承認第 27 号、令和 7 年第 4 回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について御説明いたします。なお、主な内容が保健給食課所管のため、教育委員会所管分の説明を私から一括して御説明させていただいた上で、質疑は各課においてお答えさせていただきたいと思っております。

次のページ、1 ページ及び 2 ページを御覧ください。今回、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、12 月 19 日付けで取手市長から意見を求められ、同日付けで異議のない旨を回答いたしました。この決定に際し、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程に基づき、教育長において専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

さらに 1 ページをおめくりください。3 ページ、横長で左肩に議案第 73 号と記載されているものでございます。令和 7 年度取手市一般会計補正予算第 6 号の全体についてです。主に、歳入、歳出それぞれ 8 億 261 万円を追加するものでございます。また、教育費において、繰越明許費の補正もあわせて行っております。それでは、本補正予算のうち、教育費について御説明申し上げます。

補正の内容は 2 点でございます。一つ目は、人事院勧告による人件費の増額となります。こちらは給与条例の改正に伴い、補正を行うものでございます。ちょっと進みますけれども、26 ページを御覧ください。26 ページ上段、9 款教育費、1 項教育総務費、27 ページ 3 項中学校費から 29 ページまでの 6 項保健体育費まで、人事院勧告及び現員現給の調整に伴う人件費の増額等について、合計 3,175 万 8,000 円を計上するものでございます。

二つ目は、国から先日、交付限度額が示されました重点支援地方交付金を活用した

事業の第一弾としまして、給食費の負担軽減事業を計上しているものでございます。26ページをお開きください。26ページ下段、9款教育費、2項小学校費、物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費6,957万円、中学校分としまして27ページ3項中学校費、4,858万3,000円、給食センター分としまして30ページ6項保健体育費、4,806万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。食材の価格が高騰する中、市立小中学校等における給食費への価格転換による保護者の負担増大を防ぐため、食糧費高騰の相当分を措置するものでございます。本年度も同様の取組を行っておりますけれども、食材価格の高騰が続いていることもございまして、小中学校の分で不足が生じる見込みとなっております。令和7年度の不足分と令和8年度に対する予算措置分を合わせて計上するものでございます。

ページが戻りまして、7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費の補正です。先ほど御説明申し上げました物価高騰に伴う給食費負担軽減事業につきまして、令和8年度の予算措置分も含めて計上しておりますので、令和7年度から令和8年度にかけまして、繰越事業として繰越明許費を設定するものでございます。

以上が、今回追加の補正予算における教育費の説明となります。補正予算案は、昨日12月22日付けで、取手市長から取手市議会議長宛てに議案として送付されておりました。令和7年第4回取手市議会定例会の最終日、12月25日に審議される予定の内容となります。

以上、報告させていただきました。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。ちょっと資料が多いので、お時間とりたいと思います。

〔各自資料を確認〕

○教育長（石塚康英）

給与の部分、それから給食の部分のことが教育に関することなんですけれども、質疑、御意見等ありましたらお願いいたします。はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。給食費の国からの補填分ですけれど、令和7年と令和8年度に向け分けて使えますということだったんですけれど、確かにいろいろな食材高騰していて本当に給食大変だろうなど。また給食費が値上げしてるかという、保護者の負担分は値上げしてない状態ですので大変だろうなどと思っておりましたが、こちらの額で何とかかなりそんな感じでしょうか。

○教育長（石塚康英）

松崎次長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

お答えさせていただきます。令和7年度、令和8年度ということで、まず令和7年度の11月まで完了しまして、12月はまだ給食提供中でございますけれども、11月までの実績を踏まえまして、ある程度の高騰の見込みを立てさせていただいて、令和7年度分に関してやっぱり保護者に負担を求めない部分が不足するというので、今回予算の計上させていただきました。7年度の執行で予算が足りる見込みでこれを計上しております。ただ、7年度のほうでもし不足が生じるようであれば、全体で予算をとっておりますので、その金額で執行するという形になります。

この執行しなかった予算に関しましては、先ほどの繰越明許費ということで設定を

させていただきまして、令和8年度に繰越しをさせて、予算のほうに活用させていただくということで考えております。しかしながら、今現在の高騰というのが想定よりも上回る可能性がありますので、その場合につきましては、令和8年度においても執行額、給食費の高騰の見極めをした上で、必要が生じた場合は改めて市議会のほうに補正予算を提出する、そういうものをしっかりと見極めていきたいと、そのように考えております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。ぜひ、保護者負担分の増額というようなことにはならない形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

給食費について、保護者のほうは市のほうからどれぐらい年間であるとか、月幾らぐらいであるとか、そういう軽減事業で恩恵を受けてるかっていうことは御存じなのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、松崎次長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

お答えさせていただきます。保護者に明確にこのくらいの金額とかいったものをお示しはしていないんですけれども、決算であったり、市のほうの年間の実績の報告の中で、軽減事業ということでお伝えをさせていただいてるところでござひます。明確にこのくらいの軽減がされてるっていうことで、保護者に例えばそのフォーマットをつくるとかそういったものでお伝えしてるっていう現状ではないんですけれども、その辺の全体を通して御案内させていただいてる、そういったところでござひます。

○教育委員（戸部明彦）

多分、県内には給食無償化の市町村もあるかと思ひます。その中でやっぱり取手市でもこれだけ補助をしているんだということは、やはり保護者にしっかりと理解してもらいたいところでもありますので、ぜひ保護者の方々に通知できるような形で、アピールしていただければありがたいなと思ひます。以上です。

○教育長（石塚康英）

松崎次長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

ありがとうございます。しっかりと保護者の皆様にも取組の状況をお伝えしていくような手法を検討していきたいと思ひますので、どうもありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかいかがでしょうか。

にわかに小学校の給食費無償化のニュースが世の中に飛び交っている中で、保護者の中には、中学校はどうなんだろうとか、やっぱりそういういろいろ疑問を持ってらっしゃる方もいらっしゃる。取手としても今戸部委員からあったように、できる限り保護者負担が増えないようにということで努力してるってところで、この部分については何らかの形でPRというか、お知らせをしていきたいなと、そんなふうを考えています。

それではこれにて質疑、御意見を終結し、承認第27号を採決いたします。

お諮りします。承認第 27 号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御異議なしと認めます。よって、承認第 27 号は、報告のとおり承認することに決定しました。

次にその他に入ります。事務局から報告をお願いします。

○教育総務課課長補佐（鴨川幸子）

事務局から報告いたします。まず、冒頭の教育長報告で御報告した行事以外の 8 つの行事をその他の行事報告として配付しております。内容は、「2025 ふじしろ図書館まつり」、茨城新聞にも掲載された「茨城県科学の甲子園キッズにおいて好成績をおさめた戸頭小学校 6 年生 3 名の市長への表敬訪問」、「取手市藤代文化祭の開催」、「取手市文化祭の開催」、「藝大取手コレクション展の開催」、「アートアンブレラの開催」、「取手市民のうたプロモーションビデオ『音健アワード 2025』入賞」、「取手ジャズフェスティバル 2025Part 2 の開催」でございます。御確認をお願いいたします。

次に、1 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてです。1 月の予定行事報告表は本日現在のものをお配りしております。1 月の教育委員会定例会は、1 月 29 日木曜日の午前中を予定しております。また、この日は市長が主催する総合教育会議を定例会の前に開催する予定となっております。文書で改めて通知を差し上げますので、御確認をお願いいたします。事務局からの報告は以上になります。

○教育長（石塚康英）

何か確認することございましたらお願いします。

総合教育会議のテーマについては、現在市長部局のほうと調整を詰めていただいていると思うんですけども、なるべく早い段階で委員の皆様にお知らせをしていただければと思います。

それでは、スムーズな進行に御協力いただきましてどうもありがとうございました。以上で今定例会に付託されました事案の審議は全て終了いたしました。

以上で、令和 7 年第 12 回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 10 時閉会